

参議院内閣委員会議録 第十一号

(一五二)

第三十九回 会

昭和三十六年十月三十一日（火曜日）

午後一時三十八分開会

委員の異動

十月三十日委員赤松常子君辞任につき、その補欠として基政七君を議長に置いて指名した。

出席者は左の通り。

委員長 大谷藤之助君

理事

塙見 鍾二君	松村 秀逸君
鶴園 哲夫君	山本伊三郎君

委員

石原幹市郎君	上原 正吉君
木村篤太郎君	下村 定君

吉江 勝保君	伊藤 順道君
横川 正市君	高瀬莊太郎君

水田三喜男君	福永 健司君
川島正次郎君	藤枝 泉介君

國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣

國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣

人事院総裁	人事院事務総長
瀧本 忠男君	

○本日の会議に付した案件	○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）	○衆議院送付）
○特殊海事損害の賠償の請求に関する特種措置法案（内閣提出、衆議院送付）	○公務員の賃金引上げ等に関する請願（第一五六号）	○厚生省に老人局設置の請願（第三三三号）
○臨時行政調査会設置法案（内閣提出、衆議院送付）	○公務員の賃金引上げ等に関する請願（第一五六号）	○文官恩給受給者の待遇改善に関する請願（第三四二号）
一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）	○恩給法附則第二十四条等改正に関する請願（第一五六号）	○金し勲章年金等復活に関する請願（第三三五号）
○米軍板付基地の早期移転実現等に関する請願（第二六一号）	○公務員の賃金引上げ等に関する請願（第一五六号）	○防衛厅職員給与法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○本日の会議に付した案件	○公務員の賃金引上げに関する請願（第一五六号）	○衆議院送付）
○特殊海事損害の賠償の請求に関する特種措置法案（内閣提出、衆議院送付）	○公務員の賃金引上げ等に関する請願（第一五六号）	○厚生省に老人局設置の請願（第三三三号）
○臨時行政調査会設置法案（内閣提出、衆議院送付）	○公務員の賃金引上げ等に関する請願（第一五六号）	○文官恩給受給者の待遇改善に関する請願（第三四二号）
一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）	○恩給法附則第二十四条等改正に関する請願（第一五六号）	○金し勲章年金等復活に関する請願（第三三五号）
○米軍板付基地の早期移転実現等に関する請願（第二六一号）	○公務員の賃金引上げ等に関する請願（第一五六号）	○防衛厅職員給与法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○委員長（大谷藤之助君）	○委員長（大谷藤之助君）	○委員長（大谷藤之助君）

完了するこことは困難でありますので、

本院規則第五十三条规定して、継続調査要求書を議長に提出いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（大谷藤之助君）御異議ない認め、さよう決定いたしました。

なお、要求書の作成等は委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷藤之助君）御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大谷藤之助君）次に、特殊海事損害の賠償の請求に関する特種措置法案を議題といたします。前回に統一して質疑を行ないます。

政府側出席の方々は、林調達府長官大石調達府総務部長、中川外務省条約局長、林川漁政部長、ほどなく藤枝防衛府長官もお見えになります。

以上の方々でございます。

御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○山本伊三郎君 本日は、時間も非常に制約されておりますので、私も要点にしづつと質問いたしますから、答弁されるほうも、手ぎわよく、急所だけをひとつ言つてもらいたい。

一昨日、本委員会で、相当この問題については、基本的な問題について質

問いたしましたが、そういう質問を繰り返しては、会期中に調査を

に関する調査及び国際防衛に関する

り返すと時間がかかりますので、その統まだということで、条約局長が初めて来られましたから、前の私の質問をいたしました。

実は、地位協定の第十八条の第五項

(g)項についての問題ですが、これがNATOに準じて条約が締結された。そういうところから、非常に日本の国情に合わないような問題が出てきたとい

うので、昭和三十五年八月二十二日に

口上書、ノート・オブ・ヴァーバルと

いりますが、これが一応取りかわされ

た。この形式について、簡単な問題で

すが、重要な意味を含んでおるので、

この口上書、ノート・オブ・ヴァーバル

というものは、外交文書として、どれ

だけの重要性を持つものであるか、覚

書とか交換公文とか、いろいろいいま

すが、口上書というのは一体どういう

権威のあるものか、その点をひとつ

約局長から答弁を願いたいと思いま

す。

○政府委員(中川融君) 外交文書と申

しますが、政府間でいろいろの国際的

な合意をする、あるいはこちらの考え

方を向こうに表示するという場合に、

いろいろ文書の形があるのでございま

すが、そのおののの文書について、

あるいは高下の関係とか、重い軽いの

関係とかは特に関係ないのでございま

す、その場合その場合に最も適合し

て、その場合その場合に最も適合し

た形の文書を作るということなどでござ

ます。ただいま御質問のありました口

上書でございますが、これは通常、政

府が、自分の考え方、あるいは見解と

いうようなものをはつきりした形で相

手国に伝える場合に、よく口上書とい

う形を使うのでございまして、このほ

う名前で呼ぶのでございますが、口上

書という形を使うこともしばしばある

重というような差異は特にないわけで

ございます。

○山本伊三郎君 大体外交文書には、

これは形式ですが、出した人、それか

ら相手方、それから出した人の名前、

サインというものがあるのですが、こ

れは原文の内容を見ますと、日本の

外務省からアメリカの在日大使館、こ

ういうことになつておりますが、だれ

からだれにあつてきただの、それを

ちょっとおつしやつてもらいたい。

○政府委員(中川融君) ただいま問題

になつておりますこの口上書につきま

しては、これは日本国政府を代表いた

しまして外務省、合衆国政府を代表い

たしました在日米国大使館、この両者

の間で交換された口上書でございま

す。

○山本伊三郎君 それはわかつておる

のです。それはそう書いてあるのです

が、それは外交文書でも、要するに外

務省から大使館ということになります

です。それは大體書いてあるのです

が、普通のわれわれ常識から考えて、

外務省でも、出した人、それから受け

取った人といふものは、やはり署名し

て捺印しなければ、後日問題になつた

ときには、私はやはり責任の所在が明

らかでないと恩うのですが、この点が
なつていないので、おそらく大使館と
いう、こういう一つの公館から、それ
から外務省という公館、こういうこと
で出したといつても、やはりやつた人

があるのだから、責任者がだれで、ど
こでどうされたか、この点をひとつ聞
いておきたい。

○政府委員(中川融君) たとえば今問
題になつております口上書でございま
すが、この口上書を外務省内で起草し

て、これを最終的な日本政府の意思を

表示しました口上書というものにする

までには、いろいろの関係者がサイン

をしたり、判を押したり、普通の官庁

であります方式に従いまして、大臣の

決裁をとるまでの書類は作るわけでござ

ります。できました口上書が、今度はつくりした法的な証拠力のあるもの

として先方に送られるにあたりまして

は、外務省の用箋にこれを書いて出し

まして、そうしてその際に外務省の官

印、公印を押すのでございます。その

印を押したもの、それから口上書に

は番号がつきますから、その番号、日

付、その公印を押したもの、外務省の

書簡の用紙、こういうもので、公のも

ので間違のないものであるというこ

とがわかるわけでございます。それか

ら、先方からきます英文のほうの口上

書につきましては、これも先方として

は、起草するにあたつて、同じような

手続によりまして起草するわけでござ

りますが、それが起草されましたもの

は、起草するにあたつて、同じような

手續によりまして起草するわけでござ

りますが、それが起草されましたもの

が正式の書類としてきますにあたつて

は、先方のアメリカ大使館の肩書の入

りました用紙にタイプで打ちまして、

が交換されておるということについ

て、私は非常に不満がある。いずれの

交換文書を見ましても、やはり責任者

のサインがあるはずなんですね。これに

そうしてこの場合、先方はそのおもな

は、なくとも、それは努力があるのだ

ということは間違いないと思います。

こういう重要な文書は、われわれとし

て、そういうサインなり、あるいは

いうことは、その際せんさくすれば
はつきりわかるようになつておるので

あります。先方からきますものもそ
ういう格好で、これが公のものであると
いうことがはつきりする形になつてく
る。これが東京におきまして、ここに
あります大使館と外務省が口上書を交
換するにあたつては、大臣そういう形
式を踏んでやつております。したがつ
て、それが真正なものであるというこ
とについては、少しも間違はないよ
うにやつておるわけでございます。

○政府委員(中川融君) 私は、真正であるか
どうか、そういうことを疑つているの
ではないのです。この口上書といえど
も、地位協定の第十八条の五項(g)

項、これから考へると、相当重要性の
ある文書なんです。これは要するに

(g)項を除外するという、日本の國
民の大きい利益に影響する口上書です

から、そういう一つの形式があるので
すが、少なくとも、そういう重要な文

書には、大使館、外務省、そういうも

のでなくして、やはり個人が責任者に
のて、向こうはサインするのです

が、そういう形式をとるものではない
か。私はそれほどとつておいていい

なつて、向こうはサインするのです
が、それは外務大臣、これは常識でわ
かるのですが、それではアメリカの大

使と、それから外務大臣というよう
なものが、少なくとも、そういう重要な文

書には、大使館、外務省、そういうも

ので残して省内回覧し、こういう大事

事に残して外務省の文書課で、こ
れはどこへ參りましても外務省文書課

で受け付けまして、文書課の公式の登

録簿に登録いたします。はつきり記

られたように、もちろん政府は、外

務省だから外務大臣、これは常識でわ
かるのですが、それではアメリカの大

使と、それから外務大臣といふよう
なものをあて名と受け取りはでき
ないですか。

○政府委員(中川融君) こういう文書は、今
言われたように、もちろん政府は、外

務省だから外務大臣、これは常識でわ
かるのですが、それではアメリカの大

使と、それから外務大臣といふよう
なものをあて名と受け取りはでき
ないですか。

○政府委員(中川融君) それはできな
いことはないのでありまして、先ほど

御説明申し上げましたように、外務大

臣が署名をする書簡という形もありま
す。それに対応する在米大使が署名す
る書簡という形もあります。これは、

しかし、大部分の場合、それだけが独
立した一つの案件につきまして、正式

な意思表示の交換をするという場合に

使われるのでございまして、ただいま

問題になつております点は、主として

条約の条文の解釈に關するものでござ

りますので、こういう場合には、やは

り口上書というような格好で、その解

釈を、いわば公定解釈をお互いに通報

し合う、ということがよく行なわれるの
でございます。なお、そのほかに、も

ちろん条約と一緒にその解釈がきまり

ます場合には、口上書という形でなくして、合意議事録という形でこの解釈をきめて、そうしてお互いの代表なり、あるいはその代表の補佐の人がイニシアルをする。先ほど申しましたように、正式な署名でなく、頭字を書くと、この問題になつております例について、正式の地主協定ができます。した際にには、まだ双方の解釈がはつきり確定するというところまでいかず、その後約二カ月ほど経ましてこれが確定しまして文書の交換になつたものでございますから、したがつて、合意議事録という形にとらわれず、口上書といふ形でやつたわけでござります。効力をおいては少しも変わりがないといいますか、心配がないのでありますまして、お互いに政府間の意思をはつきり表明しておる公文書でございます。

○山本伊三郎君　まあ時間がないから、これでもまだもう少しだしたいたい点があるのです。私は、効力があるとかないとか、そういうことじやなくて、この問題の取り上げ方がやはり軽視されておつたのじやないかといふ質問をしている。

それで私は、時間の関係で質問を進めますが、この地位協定が締結されれば現在の第五項(4)のような規定があるわけでございまして、これをそのままのみますと、日本のこの零細な漁民の方々が沿岸でいろいろ漁業をやっておられる、これに関連をいたしまして、非常に不便を生ずる、これは十分に想うべきであります。わざわれとしても考えてわかっていたのでございまして、もちろん第十八条が相当大きな問題となつたと思うのです。その際に、いわゆる口上書にあるような問題について、アメリカ側と日本政府とは、どういうことでその点を交渉されたか。この間条約課長にちよつと聞いたのですが、NATOに準ずるということだけで、日本の特殊性というものを全然考慮せずにこの(g)項が入つたの

だ、それがために解釈上問題になつたのでこの口上書をとりかわした、こうしたことでは私は責任があると思うのですが、いわゆる地位協定が締結されると、正式な署名でなく、頭字を書くと、この問題になつております例について、どういう話し合いがされたか、そこでどういう話し合いがされたか、その点をお伺いしたい。

○政府委員(中川融君)　地位協定をアメリカとの間に交渉いたしまして、たつて、この十八条の問題、つまりいろいろ損害が起きました際の民事の補償の問題、これは非常に重要な点であつたのでございまして、御承知のように今回一今回といいますか、先般行方協定を変えて地位協定にしますにあつて、実質的に大きく変わったところ、その中でも重要なものはこの十八条でございます。われわれ日本側の希望いたしましたところは、これが北大西洋条約によって認められておることをわれわれは知るがためにござります。

北大西洋条約によつて認められておることをわかれれば、この條約は先方の同意を得まして今回の十八条になりましたのでございまして、これをそのままの民事損害補償、これと同じにしてもらいたいということがこちらの主張の要點であつたわけです。結局それは先方の同意を得まして今回も八条でございます。われわれ日本側の希望いたしましたところは、これが北大西洋条約によつて認められておることをわかれれば、この條約によって認められるわけでもあります。結局その八条によつて認められる條約の民衆損害補償、これは北大西洋条約によって認められたことと同じであるといふ点について、この問題は解釈の問題でありまして、条約は、この解釈のこの例外である十八条五項(4)、これが適用からはずすという原則が交渉中に両方に意見の一致をみたのであります。しかしながら、具体的にどの範囲まではずすことを探る上でございまして、これが結局八月二十二日になりまして、初めて合意が成立したわけでございます。原則については、この条約を作りますときから双方の見解が一致していたのでございませんが、その具体的な決定がおくられたので、御一緒に国会にお示しすることになります。しかし、御指摘どもございまして、これが結局八月二十二日になりまして、初めて合意が成立したわけでございます。原則的には、この条約を作りますときから双方の態度としては不満なんです。やはり抑しきつたので、やむを得ず認めたのだと、こういう態度では、われわれとはあるということは、その当時すでにわかつておつた。しかし、向こうが強くNATOのとおりにするのだということは、この解釈のこの例外である十八条五項(4)、これが適用からはずすという原則が交渉中に両方に意見の一致をみたのであります。しかしながら、具体的にどの範囲まではずすことを探る上でございまして、これが結局八月二十二日になりまして、初めて合意が成立したわけでございます。原則については、この条約を作りますときから双方の見解が一致していたのでございませんが、その具体的な決定がおくられたので、御一緒に国会にお示しすることになります。

○政府委員(中川融君)　この地位協定の運用によつて、できるだけ不便を除くために、いろいろとそなういう点をお伺いしたい。

○山本伊三郎君　いろいろとそなういうのは、もとより口上書と同盟条約と違つた規定をして、つまり北大西洋条約に対するよりも、よりよいわば待遇を日本だけに与えると、それが非常に困るということを強調したいと思います。

○政府委員(中川融君)　この地位協定は、全体の民事補償問題について北大西洋条約の方式をとるという以上は、その当事者でないでの、そのときの事情ではありませんが、北大西洋条約における関係国と日本との実情の違いといふことは、もうこれは条約局長も今言わぬ所でござりますが、われわれはそれを認めないとおりなんですね。したがつて、やはりそういう点が、何でも向こうはNATOのとおりにするのだということがどうで、やはり日本には日本の実情がないのではないかという御指摘どもつづけておつた。しかし、向こうが強くNATOのとおりにするのだということがどうで、やはり日本には日本の実情がないのではないかという御指摘どもつづけておつた。しかし、向こうが強くNATOのとおりにするのだということがどうで、やはり日本には日本の実情がないのではないかという御指摘どもつづけておつた。しかし、向こうが強くNATOのとおりにするのだということがどうで、やはり日本には日本の実情がないのではないかという御指摘どもつづけておつた。しかし、向こうが強くNATOのとおりにするのだということがどうで、しかし、向こうが強くNATOのとおりにするのだといふことは、これはほかのNATO諸國にとどまらず、その國と國の、いろいろの事情を異なる両国において締結するわけですから、やはりこの(g)項のこの口上書があるからそういうことになるのだとわかれます。この(g)項からこの口上書のような解釈というものは、なかなか普通でも解せないと想う。それがためにいろいろ問題を起こすのだとわかれます。この(g)項からこの口上書のような解釈といふことは、外務当局が、その当時アメリカがそういうことで押しつけたとは言わなけれども、相当強い要請があつたので、御服したと、こういふことです。形式的に申すれば、百パーセント完全なものにするためには、御指摘のように、条約、地位協定の条文それ自体にそういう例外を認めることがよくあります。形式的に申すれば、百パーセントは十八条のどこかに、そういう点が書いてあるのでござりますが、やっぱり外務交渉でござりますので、必ずしもこちらの言い分を書かれてあるのでござりますが、やはり十八条のどこかに、そういう点が書いてあるのでござりますが、その地位協定そのものに対しても、ただいかない場合もあるのでござりますが、そういう場合には、できるだけ実際に即して、実質についてできるだけ

かわからぬが、アメリカ軍としては、すでに日本の基地を立つときからこれは戦闘行為である。日本としては、これは宣戰布告をして戦闘をしておらなければ、アメリカはすでに戦争といけれども、アメリカはすでに戦闘行為でない、向こうは戦闘行為だということで混乱が起つたときはどこで判断しますか。

○政府委員(中川融君) この地位協定を現実の場合に適用するにあたって、両者の意見が合致しない場合にこれをどう処理するかということは、この地位協定の中にも合同委員会という制度が設けられているのであります。そこにたくさんの分科委員会がございまして、そこまで常に地位協定の適用についての問題を協議しておるのであります。解釈上の相違といふものは、合同委員会の席において、十分お互に検討し得るわけであります。しかし、ただいま御指摘になりました条文の非戦闘行為といふもの、これに見合う戦闘行為といふもの、これに見合う戦闘行為といふもの解釈、これについては、私は、アメリカといえども異存はないと考えておるのでございまして、非常にそういうことで解釈の相違が起つることとは私は予測しておりません。もし万一、かりにそういう事態が起きたとしても、これは十分だだいまのような方法で解決できるのであります。事柄の趣旨から見て、要するに、現実にばらばらと軍事行動が行なわれるというような場合には、国内的にも戒厳令なり何なりしかれることになるのであります。そういう場合には、一般的の生命財産の補償といふのも、必ずしも平時のようにはいかないのだという思想からこれが出てている

のであります。日本に戦闘行為がなされて、韓国なり、外にある、日本自体は、いわば中立の状態にあるというようないふな場合にこういう条項が適用になるということは、論理からも、どうしても考えられないわけでございます。

○山本伊三郎君 くどいようですが、論理から考へられないということでも考へられないわけでございます。

私は、こういう重要な問題を外務省が軽率に考へておるということは、私は考へないを起こすと思うのです。アメリカはそんなことは言わないのだということは、いつも日本政府の言うことで、それが、だれしもこれから見ると、これは日米両国が共同して戦闘行為をするとか、そういうことはないのです。この規定から見ると、非戦闘行為に伴つて生ずる請求権のみについて適用するというのであるが、その戦闘行為はアメリカだけの戦闘行為といえども、これは適用されるということに考へるのですが、だからといって、この点について私はこれ以上追求しませんから、それが、この点についてアメリカはそう考へねど、ということではなくして、そのままのときになつてからといふことでは、おそいのです。したがつて、この点について私はこれ以上追求しませんから、次に、調達官にひとつお聞きしたい

のですが、この口上書によりますと、これは衆議院で問題になりましたから、一つだけ聞いておきます。二千五百米ドル以下の船舶と、二つ条件として、二千五百米ドル以下のものに限るということがあります。二千五百米ドル以下の船舶と、二つ条件として、二千五百米ドル以下のものに限るという性質上、船舶の二十トンという制限だけではやられなければ、非常に事務の取り扱い上も困るじゃないか。ドル円為替の変化や何か、いろいろ二千五百米ドルといつても、なかなかそう確実にはかれないと思いますが、そういう点はどうなんですか。

○政府委員(中川融君) 現実に、もちろん戦闘行為はまだ行なわれてないのではありません。事柄の趣旨から見て、要するに、現実にばらばらと軍事行動が行なわれるというような場合には、国内的にも戒厳令なり何なりしかれることになるのであります。そういう場合には、一般的の生命財産の補償といふのも、必ずしも平時のようにはいかないのだという思想からこれが出ていている

のです。まあそういうような建前から、百米ドルという損害賠償額の問題は撤廃されだけひとつ申しておきます。この点をひとつ十分考へてもらって、これに対するアドバイスを聞きたい。それだけ打ち切りますが、その点を

○山本伊三郎君 これはアメリカが、いろいろの協定書にもなつておるんです。私の言うのは、日本政府としては、いろいろ先ほど条約局長から、アメリカの言い分に対しても、ずいぶん聞かれました。この分くらいは二十トントン数だけの制限で、二千五百米ドルというトントン数だけの制限で、二千五百米ドルという損害賠償額の問題は撤廃されただろうかと思うのですが、その可能性があるかどうか、こういうことがあります。

○政府委員(林一夫君) この二千五百米ドル、これは日本円に現在直しまして九十万円程度であります。この程度がいわゆる本案に規定する特殊海事損害に属しない、小損害としてはこれくらい適切であるということと/or>このよ

うな取り扱いになつたのでございまして、まあその目的を達するように、親切にこの程度のものが適当であります。私どもはこの程度のものが適当であると、こういうふうに考へておるわけですが、これは協力しなくてはならない、こういうふうに考へております。

○政府委員(林一夫君) 水産庁といたしましても、九月の十九日に調達官長官と水産庁長官が都道府県知事に通達を出しまして、十分こういう問題が起きた場合の補償措置について万全の措置を講ずるということをいたしました。まあ一応これで終わりますが、衆議院でもいろいろおこころと思うのですが、これが、まあ一応これで終りますが、衆議院でもいろいろおこころと思つたのですが、残念です。しかし、将来は相当問題が出てく

ますが、条文とか条約というものは、現

くまで、韓国なり、外にある、日本自体

は、いわば中立の状態にあるというよ

うのであります。まあこの事案もそ

れはもう漁民に対する大きい問題です

から、水産庁としてこれに対する万全の対策といいますか、そういうものが

行はれておるかどうか、これだけひ

とつお聞きしておきたい。今申しま

して、この地位協定を、これはこういう

解釈であるということは、やつぱり外務省でも自信のあるものが私はほしい

と思う。これだけじゃない、いろいろ問題がありますが、時間の関係で一応これだけ打ち切りますが、その点を

ひとつ十分考へてもらって、これに対するアドバイスを聞きたい。それは調達官長

は、いろいろ先ほど条約局長から、ア

メリカの言い分に対しても、ずいぶん聞か

されました。この分くらいは二十ト

ントン数だけの制限で、二千五百米ドルというトントン数だけの制限で、二千五百米ドルという損害賠償額の問題は撤廃されただろうかと思うのですが、その可

能性があるかどうか、こういうこと

法律は、アメリカの事情に通じない、あるいは風俗、人情も異なることのよう

な被害者に対して補償の援助をする

ことが目的であるのでございまして、まあそういう建前から、十

月、これは日本円に現在直しまし

て九十万円程度であります。この程

度がいわゆる本案に規定する特殊海事

損害に属しない、小損害としてはこれ

くらい適切であるということと/or>

あるいは親切にこの程度のものが適当であります。私どもはこの程度のものが適当であると、こういうふうに考へておるわけですが、これは協力しなくてはならない、こうい

うふうに考へております。

○政府委員(林一夫君) 水産庁といたしましても、九月の十九日に調達官長官と水産庁長官が都道府県知事に

おこなわれたのでございまして、こうい

うふうに考へております。

○政府委員(林田悠紀夫君) 水産庁と

いたしましても、九月の十九日に調達官長官と水産庁長官が都道府県知事に

おこなわれたのでございまして、こうい

うふうに考へております。

○政府委員(大谷藤之助君) 他に御発言もなければ、本案に對する質疑は終局

されくらいでおこころと思うのですが、いくらでもあるのですが、残念です。

○委員長(大谷藤之助君) 他に御発言もなければ、本案に對する質疑は終局

されなかった、こういうことらしいのであります。今後これについては相当問題

が出てくると思う。なお、一昨日聞

くと、まだこれに該當するものが一件

あります。今後これについては相当問

題が出てくると思う。

○委員長(大谷藤之助君) 他に御発言もなければ、本案に對する質疑は終局

されなかった、こういうことらしいのであります。今後これについては相当問題

が出てくると思う。

○委員長(大谷藤之助君) 他に御発言もなければ、本案に對する質疑は終局

されなかった、こういうことらしいのであります。今後これについては相当問題

が出てくると思う。

○委員長(大谷藤之助君) 他に御発言もなければ、本案に對する質疑は終局

されなかった、こういうことらしいのであります。今後これについては相当問題

が出てくると思う。

○委員長(大谷藤之助君) 他に御発言もなければ、本案に對する質疑は終局

されなかった、こういうことらしいのであります。今後これについては相当問題

が出てくると思う。

○委員長(大谷藤之助君) 他に御発言も

もなければ、本案に對する質疑は終局

されなかった、こういうことらしいのであります。今後これについては相当問題

が出てくると思う。

○委員長(大谷藤之助君) 他に御発言も

代表して、本案に反対の立場から意見を述べます。

一昨日と本日の私の質疑の中で明らかにされておるよう、いかほど政府が弁解されても、この地位協定第十八条五項(8)項について、日本の国においては、これはもう日本の立場からすると不利益であることは、これは明らかであります。それがためにこういう法律を作つて、調達庁がまたいろいろとお世話しなくちやいかな。こういう点は、地位協定締結の際に、日本の立場をはつきりと主張できなかつた、こいつう点にはわれわれは非常な不満を感じております。したがつて、今後の運用については、防衛庁、調達庁長官も非常に親切にやると言つておられますが、それでも、基本的に、やはり新安保条約に伴うこの地位協定については、わが党としては承認できない、こういう立場において私は反対をいたしました。

○委員長(大谷藤之助君) 他に御意見もないようでござりますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大谷藤之助君) 御異議ないと認めます。

それは、これより採決に入ります。特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法案を問題に供します。本案を原案どおり可決することに賛成の方の举手を願います。

〔賛成者举手〕

○委員長(大谷藤之助君) 多数でございます。よって本案は、多数をもつて原案どおり可決いたしました。

三月三十一日限りとするということでありますけれども、この調査会の持ております複雑多岐、しかも、責任の度合いの重い点を勘案いたしまして、本院規則第七十二条により議

長に提出すべき報告書の作成につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大谷藤之助君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(大谷藤之助君) ちょっとと速記をとめて。

〔「速記中止」〕

○委員長(大谷藤之助君) 速記を起こして。

次に、臨時行政調査会設置法案を議題といたします。前回に統いて質疑を行ないます。政府側出席の方々は、丸事務次官、岡崎行政管理政務次官、原田行政監察局長、井原監察審議官、ほとんど川島國務大臣もお見えになり行ないます。政府側出席の方々は、丸事務次官、岡崎行政管理政務次官、原田行政監察局長、井原監察審議官、ほとんどの川島國務大臣もお見えになり行ないます。以上の方々でござります。

○委員長(大谷藤之助君) 御異議ないであります。順次御発言願ひます。

○横川正市君 本法が衆議院の審議段階でいろいろ問題点を指摘されまして、基本的には、社会党もこれをやらなければなりません。したがつてこの法律で定められる期間内に終了するように努力する考え方であります。

○委員長(大谷藤之助君) 御異議ないと認めます。

それは、これより採決に入ります。特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法案を問題に供します。本案を原案どおり可決することに賛成の方の举手を願います。

〔賛成者举手〕

○委員長(大谷藤之助君) 多数でございます。よって本案は、多数をもつて原案どおり可決いたしました。

三月三十一日限りとするということでありますけれども、この調査会の持ております複雑多岐、しかも、責任の度合いの重い点を勘案いたしまして、本院規則第七十二条により議

この期間までに大体この調査が終わるという見通しを實際上立てられたのか、それとも、一応の期間として三十年の三月三十一日までとされたのか、この点をまずお聞きいたしたいと思います。

○政府委員(山口酉吉君) 御質問の点につきましては、この調査会で取り上げます。基本的事項と、いうものにつきまして、そういう数多くやるという考えは持っておりません。きわめて基本的な重要な問題のみを取り上げるという考え方で、三十九年三月三十一日限りで終了できるという見込みで作つております。順次御発言願ひます。

次に、この法案を提出いたしまして、通常国会におきましては、未成立のまま、本国会に再提出をいたしたわけであります。当初の予定よりはおくれて発足しなければならないような事態になります。以上の方々でござります。

○横川正市君 私は、この調査会の持つております非常に困難性というものを、当面非常に強く感ずるわけでありました。したがつてこの法律で定められる期間内に終了するように努力する考え方であります。

○横川正市君 私は、この調査会の持つております非常に困難性というものが、当面非常に強く感ずるわけではありません。したがつてこの法律で定められる期間内に終了するように努力する考え方であります。

○横川正市君 私は、この調査会の持つております非常に困難性というものが、当面非常に強く感ずるわけではありません。

す。この調査会に関しては、私は、まことに長官なりの異動によって委員会の活動の性格が変わることはないと思いますが、それとも、この期間内に調査を完了し、結論を出して国会の御承認を得るよういたしたいというのが初めてあります。

そこで、この調査の終了する三十年三月三十日というのと、相当決意を持った意味で、この期間内に調査を完了する、こういうふうに私どもはござります。そこで、この調査会で取り上げたいかどろか。これは局長よりか、長官から聞いたほうが多いのじやないかと思うのであります。

○政府委員(山口酉吉君) 御質問の点につきましては、この調査会で取り上げます。基本的事項と、いうものにつきまして、そう数多くやるという考えは持っておりません。きわめて基本的な重要な問題のみを取り上げるという考え方で、三十九年三月三十一日限りで終了できるという見込みで作つております。順次御発言願ひます。

次に、この法案を提出いたしまして、通常国会におきましては、未成立のまま、本国会に再提出をいたしたわけであります。当初の予定よりはおくれて発足しなければならないような事態になります。以上の方々でござります。

○横川正市君 私は、この調査会の持つております非常に困難性というものが、当面非常に強く感ずるわけではありません。

そこで、この調査会法が制定され、運営上一点の疑惑をなからしめるようにいたしました。少なくとも将来問題の起らざる意味で二、三質問いたしたいと思います。

まず、この調査会立法が三十九年の三月三十一日限りとするということでありますけれども、この調査会の持ております複雑多岐、しかも、責任の重い点を勘案いたしまして、度合いの重い点を勘案いたしまして、半現存するのでありますから、内閣な

ますからして、今から申し上げにくいのですがあります。が、今お話をした両方の面が出てくるのじやないか。水の問題にしましても、各省なかなか主張がございまして、今度御審議願つておる公団を作るにしても、長い間かかるつてようやくまとめて、しかも、あればできてしまうくいかといふと、私をうながしてい。やはり各省でもつてそれぞれ権限を持つておるのありますから、そういう場合に水行政といふものは一本の役所でまとめるのか、それとも、違う方法でもつてお互いのセクト主義を持つておるのありますから、そいつは各省でもつてそれぞれ権限を持つておるのです。それとも、腹案はなくして、この調査会立法ができるからいろいろ検討してみて適當な人を選ぶといふことなのです。それとも、人選にあらうことが今度の調査会の目的でありまして、あらかじめ私どものほうがあらうふうにしてもらいたいのだと、調査会の創意工夫によつて新しい行政機構を作りたいということなのであります。

○横川正市君 そこでまあ問題になるのは、行政機構をいじる場合に、幾つかの意見があつてなかなかまとまりにくいうことが出てくると思うのです。

○伊藤謙道君 おまく私は、行管

選ばれたり、専門委員の十五人を選ばれたり、民間から十名の学識経験者をお選びになる場合、おそらく私は、行管

としていろいろこのお願ひをするのに苦労をされるのじやないかと思う。

その苦労が今言つたような問題で、たとえば水だからいけれども、内務省のようなものが設置されるような結論が出たときには、当然国会では混乱をいたしますね。あるいは防衛廳を防衛

省にするというような問題が起つたときにも混亂いたします。しかし、そういうようなものが事前に委員会の中で消化されるのには、人の構成といふやくまとめて、しかも、あればできてしまうくいかといふと、私をうながしてい。やはり各省でもつてそれぞれ権限を持つておるのありますから、そいつは大臣としては腹案を持たれておるのですか。それとも、腹案はなくして、この調査会立法ができるからいろいろ検討してみて適當な人を選ぶといふことなのです。それとも、人選にあらうふうにしてもらいたいのだと、調査会の創意工夫によつて新しい行政機構を作りたいということなのであります。

○横川正市君 そこであつておもては、行政機構をいじる場合に、幾つかの意見があつてなかなかまとまりにくいうことが出てくると思うのです。

○伊藤謙道君 おまく私は、行管

選ばれたり、専門委員の十五人を選ばれたり、民間から十名の学識経験者をお選びになる場合、おそらく私は、行管

としていろいろこのお願ひをするのに苦労をされるのじやないかと思う。

その苦労が今言つたような問題で、たとえば水だからいけれども、内務省のようなものが設置されるような結論が出たときには、当然国会では混乱をいたしますね。あるいは防衛廳を防衛

題は困難だということになるわけです。少なくとも、私どもはこれの成功を期待するわけであります。が、まず当初生むときにはどの困難がありましても、生む悩みをまずなめて、そのものが将来結果的によかつたと、こういうふうになるようにまず心がけても、うなづいて、こうしてとの調査会の発足をしていく、こういうふうにしていただきたい。

それからもう一点は、現行の官庁機構というのは、これはあだやおろそかのものではないと思うのです。これは大臣がお考えになつていられるところだけを代表する人で固めないで、各

ただ、根本の方針としましては、各方面を代表するような人をお願いしたい、こう考へておられます。

○國務大臣(川島正次郎君) 個々の人面の有識者の人にお入り願いたい、一方だけを代表する人で固めないで、各

い、こう考へております。そうするはうがいい案を得られました。ようし、また、できた案を実行する上においても、有力に推進ができるわけでありま

すから、そういうふうにただいま考へておる次第であります。

○横川正市君 私は以上で質問を終わるわけであります。が、一番初めに申し上げましたように、この調査会設置法が理想を持って生まれたけれども、竜頭蛇尾に終わつて、いつの間にか権威

を失い、委員会は解散してしまつたと、いうことになりますと、この目的は達せられぬことになるわけですから、目

と、当然に人員過剰を生ずる。そこはこの調査会の目的でもないし、ま

たそれをやるつもりもないであります。ただ、先ほど申し上げた配置転換

は、これはまだ起こるかもしれませんけれども、人員整理のことは全然考へておりません。

○伊藤謙道君 人員整理については、しばしば長官が明確されておるので、それを極力信頼したいと思いますが、たゞ、問題がさらに残るのは、将来業務が増加していく、しかし、増員は行なわな

いということになると、これはどうしても労働強化になるのじやないか。増加する業務には、それ相応の人員が必要なわけです。その増加する業務に対応して、人員はふやさない、こういうことになれば労働強化ということが理論上

出來る地ならしは相当やらない、ひまだけにいけれども人員が少ない、ひまだけにバランスが非常にありますと、非常に忙

すぎひやつてもらわなければならぬ。こらわれて、結果が非常にまずくなる、

○國務大臣(川島正次郎君) 今までの私の質問を終わりたいと思います。

○國務大臣(川島正次郎君) 横川さん

のきわめて適切な御意見であると思いま

ります。

は重点を置いて研究していただこう、このように考えておりますので、まあ御指摘の線と非常に一致しておると思うのでございますが、従来、公務員の仕事のしぶりとか、あるいは公務員の身分的な管理ということに能率の結果を求めるだけれども、そういうことではなく、今度は組織運営の方法というようなところに視点を変えまして、この点を十分検討いたしたい、かように考えております。

○鶴園哲夫君 私は、ここでもう一

ん学歴の問題について申し上げておき

ますが、これは前の内閣委員会でも、

給与のところで問題いたしましたの

ですが、今回人事院が、民間の二等級

あるいは三等級、つまり局長級、課長

級といふ学歴を発表いたしました。そ

の学歴を見ますといふと、局長級の大

体三分の一が大学出、それ以外は大学

を出でていない。課長級でいりますと、

圧倒的に大学を出でていない者が多いの

であります。で、官庁におきましては、

こういうことは夢にも考へられないわ

けであります、入ったときから行

く末はさまであるのですから、そ

う点の打開がない以上、私は、公務員

に対しても能力向上をいわれまして

も、これは単なる怠惰にすぎないので

はないか、公務員にとって馬耳東風

だといふふうに言いたいわけです。で

すが、これは長い間の七十年、八十年

にわたります官庁の中ににおける制度で

あって、戦後これはなくなりましたけ

ども、依然としてこれは維持され、

さらに近年強化されつつあるという実

情であります、これを打開していくよ

うな残滓にすぎないのだという感じを

持つているものですから特に出したわ

けですけれども、確かに、もしこれが、

おつしやるよう、公務員制度といふ

ことに関係があると問題になりますが

そうではないと思つております。お尋

ねしたわけですねけれども、公務員制度

にお触れにならないということで、私

どもとしては、その点については賛成

を表し、今の問題については、ひとつ制

度とは別だという考え方をもちまして

いるが、これが運用にあたつては、その点

を表いたしまして、臨時行政調査会設置

をおきたいと思つております。

○國務大臣(川島正次郎君) 学歴を打

りました、上級職、中級職、初級職という公務員試験をやっておりますが、これらは資格ではないわけであります。ま

はいずれも資格試験じゃなくて、国家

公務員法でいいます採用試験であります。

しかし、これはいずれも資格とい

うふうにはつきり位置づけられておる

よう思われます。慣習として位置づ

けられておる、学歴は単に経験でありま

す。しかし、これは採用試験であります。

ですが、官庁の中における

学歴というものはたいへんな尊重

されも常に痛感しているところであります。

それでもつともの点であります。こ

れは別の角度から、また別の方法でひ

とつその問題を取り上げて検討する必

要があるかと思います。この調査会で

は、それは取り上げる範囲ではないと

思います。

○鶴園哲夫君 今の長官の説明に対し

まして、確かに今回の調査会は、公務員

制度の問題について触れられないとい

う点を前回も答弁しておられますし、

そのように要望いたしますが、そのよ

うにひとつ運営されるよう希望建立

しますが、ただ私、学歴の問題を出し

ましたのは、これは公務員制度ではな

いのじゃないか。これは単なる過去か

らのいきさつなりあるいはそういうよ

うな残滓にすぎないのだという感じを

持つているものですから特に出したわ

けですけれども、確かに、もしこれが、

おつしやるよう、公務員制度といふ

ことになりますが、さすが大臣の経

験からいって、大臣卒直に言われたこ

とにいて、私は敬意を表したいと思

います。しかし、実際問題として、長

官僚組織になれた日本の行政機構

といふものが打破できないと思うので

あります。

したがつて、本調査会が設置され

る附帯決議案に対する質疑は終局し

たものと認めて御異議ございません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大谷藤之助君) 遠記を起

て。

それでは、これより討論に入りま

す。山本伊三郎君から、委員長の手元

に附帯決議案が提出されております。

本附帯決議案については、討論中にお

述べを願います。なお、御意見のおあ

りの方は、原案並びに附帯決議案に対

する賛否を明らかにしてお述べを願い

ます。

○山本伊三郎君 私は、本案に対し

て、次の附帯決議を付して、賛成の立

場から若干意見を申し上げたいと思

います。

右決議する。

この決議に現われておりますよう

に、また、大臣もたびたびこれについ

ては答弁をされておりますが、いわゆ

る公務員制度、公務員の身分、人員整理

というもののとの本調査会とは、全然

無縁のものであるということがはつき

りと答弁されております。また、政府の

立場もはつきりしておりますので、私

は、本案についてはなお疑義の点もあ

ります。わが社会覚においても、この

立場もはつきりしておりますので、私

は、本案について衆参においていろいろ論

議をいたしましたが、問題はあります

けれども、大局的立場に立つて、先ほ

ど大臣が言われましたように、日本の

行政機構の弊害の第一である官僚組織

を打破するのだ、こういう点にわれわ

れは賛意を表しまして本法案に賛成す

ると同時に、附帯決議を提案した次第

であります。

○塩見俊二君 私は、自由民主党を代

にひとつ重点を置いてやつていただきたいと思います。

なあ、附帯決議を先に朗読いたしま

す。本調査会は、行政制度及び行政運営の改善に関する極めて重要な目的をもつて設置せられた趣旨にかんがみ、政府においては委員の選出にあたつては超党派的に公正を期し、更に重要問題についての審議に当つては全会一致を原則とする。な

お、本法案審議の過程において政府の言明せる通り公務員の人員整理、並びに公務員の身分変更を行なわないこと。

法の原案並びに山本君からただいま御提案になりました附帯決議に対し、

賛成の討論を行なうものであります。

本調査会は、行政制度及び行政の運営につきまして根本的な検討を加え、

そうしてこれを改善しようという、まことに重大な使命を持つて設置せられたものであると考るものであります。

す。ただいまの審議の過程におきまし

て、長官からはその重要性を強調せら

れ、また、非常に力強い御決意のほども承つておるわけであります。どう

かこの調査会が十分にその機能を果たせられまして、りっぱな成果をあげられ、その成果が具体的に行政制度、

また、行政運営に実現をするように善

處方を特に要請いたしまして、私の賛成討論といたします。

○委員長(大谷藤之助君) 他に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大谷藤之助君) 御異議

ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。臨時行政調査会設置法案を問題に供します。本案を原案通り可決すべきものと賛成の方の举手を願います。

〔賛成者举手〕

○委員長(大谷藤之助君) 全会一致でござります。よつて本案は、全会一致をもつて、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中に述べられました山本伊三郎君提出の附帯決議案を議題といたします。山本伊三郎君提出の附帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の举手を願います。

〔賛成者举手〕

○委員長(大谷藤之助君) 多数と認めます。

よつて山本伊三郎君提出の附帯決議案は、多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

よつて本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきま

しては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大谷藤之助君) 御異議ない

と認め、さよう決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました附

帶決議について、川島国務大臣から發

言を求められておりますので、これを許します。

○國務大臣(川島正次郎君) 附帯決議の御趣意は、しばしば私が当委員会で言明した内容と一致しておりますのであります。次に、今後調査会の運営にあたりましては、附帯決議の趣旨に従いまして

おつたのであります。この研究職の問題につきましてまずお伺いをいたし

まして、今後調査会の運営にあたりま

しては、附帯決議の趣旨に従いまして

やるよういたします。

○委員長(大谷藤之助君) 速記を起こして。

〔速記中止〕

○委員長(大谷藤之助君) 速記を起こして。

○委員長(大谷藤之助君) 速記を起こして。

藤枝防衛廳長官、入江人事院總裁、瀧本人事院給与局長、増子公務員制度調

査室長、小野防衛廳人事局長、松浦行

政局公務員課長、以上の方々でござい

ます。

御質疑のおありの方は、順次御發言を願います。

○鶴園哲夫君 前回の質疑に続きまして、残りました問題について御質問申し上げたいと思います。

前回は研究職の問題を取り上げておつたのであります。この研究職の問題につきましてまずお伺いをいたし

まして、お尋ねされまして、今後の試験研究

院が検討されまして、各省と人事院の定期的な研

究の結果に待ちまして、その改善をは

めに、あるいは日常折衝なりが行な

われておりますが、その場合に行政官

院が検討されまして、各省と人事院の定期的な研

究の結果に待ちまして、その改善をは

めに、あるいは日常折衝なりが行な

われておりますが、その場合に行政官

院が検討されまして、各省と人事院の定期的な研

究の結果に待ちまして、その改善をは

めに、あるいは日常折衝なりが行な

われておりますが、その場合に行政官

院が検討されまして、各省と人事院の定期的な研

究の結果に待ちまして、その改善をは

めに、あるいは日常折衝なりが行な

いうものに沿つてこの補助研究員といふものを考へていく必要があるのではなかろうかと思つておるのであります。のみならず、このような状態の中で研究員と研究補助職といふものが一体になり

ます。政府といつしましても人事院の調査研

究の結果に待ちまして、その改善をは

めに、あるいは日常折衝なりが行な

われておりますが、その場合に行政官

院が検討されまして、各省と人事院の定期的な研

究の結果に待ちまして、その改善をは

めに、あるいは日常折衝なりが行な

われておりますが、その場合に行政官

院が検討されまして、各省と人事院の定期的な研

究の結果に待ちまして、その改善をは

めに、あるいは日常折衝なりが行な

われておりますが、その場合に行政官

院が検討されまして、各省と人事院の定期的な研

究の結果に待ちまして、その改善をは

めに、あるいは日常折衝なりが行な

われておりますが、その場合に行政官

院が検討されまして、各省と人事院の定期的な研

究の結果に待ちまして、その改善をは

めに、あるいは日常折衝なりが行な

○鶴園哲夫君 政府はどうでしょか。増子さんから承りたい。

○政府委員(増子正宏君) 研究職員の俸給表につきましては、ただいま人事

院総裁から御説明がございましたが、

政府といつしましても人事院の調査研

究の結果に待ちまして、その改善をは

めに、あるいは日常折衝なりが行な

われておりますが、その場合に行政官

院が検討されまして、各省と人事院の定期的な研

究の結果に待ちまして、その改善をは

めに、あるいは日常折衝なりが行な

われておりますが、その場合に行政官

院が検討されまして、各省と人事院の定期的な研

究の結果に待ちまして、その改善をは

めに、あるいは日常折衝なりが行な

われておりますが、その場合に行政官

院が検討されまして、各省と人事院の定期的な研

究の結果に待ちまして、その改善をは

めに、あるいは日常折衝なりが行な

われておりますが、その場合に行政官

院が検討されまして、各省と人事院の定期的な研

究の結果に待ちまして、その改善をは

めに、あるいは日常折衝なりが行な

なるということをきらう面だつて、これはないとはいえないと思う。ところが、今の俸給表のあり方というのは、所長にならなければ、部長にならなければ、室長にならなければ月給は上がるらしいという形になつておりますから、どうしても室長なり部長なり所長といふものになる、そうしますと、おづから逐次研究から遠のいていくと私は受けたわけあります。私はこういうふうなシステムが必要であるということは否定するものではありませんけれども、しかし、四十になりましても四十五になつても五十になつても、研究に生涯を打ち込んでいくといふ人たちはとつては、これは部長にならなくとも、あるいは所長にならなくとも、その研究を評価して、逐次給与が上がっていくというような考え方があつていいのじやなかろうかといふふうに思つてあります。

○政府委員(入江誠一郎君) 実は、今

の問題は、全く鶴園さんの御見識が中心になりまして今度の等級を変えましたので、従来お話をとおり、行政組織的になつておられますのは、研究能力がありましても、所長にならなければ月給は上がらない、これを改善するためにはどうしまして、ただいまお話をのように、やはりおのづから組織的でありますから、研究所には所長なり部長なりといふものは必要であります

すけれども、所長とか部長になりませんでも、研究能力に応じまして、一つの仮説でございますが、たとえば上席研究員とか、あるいは主任研究員とかといふうな、一つの所長同等、あるいは部長同等といふうな定数を設定いたしまして、それで今のお趣旨のとおりの方向で待遇の改訂なり研究の上をはかりたいと思つておるわけであります。
○鶴園哲夫君 私、そういう面のあることを否定するわけではございませんけれども、一等級は場長の職だ、二等級は場長並びに部長の職務、三等級は室長である、室長にならない以上三等級になれない、あるいは部長にならない以上二等級にならない、それにならなければ給与は上がらないという状態になつてゐることには間違いない。しかし、その壁は非常に厚い、それは先ほど申しましたように、資格があるにもかかわらず上の等級に上がれない、これはポストがないということ、部長のポストがない、室長のポストがない、所長のポストがないといふことじやんかろうかと思うのであります。ですから、私の申し上げているのはそうではなくて、研究に生涯を打ち込んでいくまでのふえますが、そういう人たちにとっては、これは部長になれば、当然ある意味の広い研究といいますか、事務的な問題といつても、所長にならなければ月給は上がらない、これを改善するためにはどうしまして、ただいまお話をどのように、やはりおのづから組織的になつておられますのは、研究能力がありましても、所長にならなければ月給は上がらない、これを改善するためにはどうしまして、ただいまお話をのように、やはりおのづから組織的でありますから、研究所には所長なり部長なりといふものは必要であります

るいは所長になれば、これはほとんどの研究から遠のく、私は場長というのをもう少し違つた人をもつていつたほういたしまして、それで今のお趣旨のとおりの方向で待遇の改訂なり研究の上をはかりたいと思つておるわけであります。
○鶴園哲夫君 私、そういう面のあることを否定するわけではございませんけれども、一等級は場長の職だ、二等級は場長並びに部長の職務、三等級は室長である、室長にならない以上三等級になれない、あるいは部長にならない以上二等級にならない、それにならなければ給与は上がらないという状態になつてゐることには間違いない。しかし、その壁は非常に厚い、それは先ほど申しましたように、資格があるにもかかわらず上の等級に上がれない、これはポストがないということ、部長のポストがない、室長のポストがない、所長のポストがないといふことじやんかろうかと思うのであります。ですから、私の申し上げているのはそうではなくて、研究に生涯を打ち込んでいくまでのふえますが、そういう人たちにとっては、これは部長になれば、当然ある意味の広い研究といいますか、事務的な問題といつても、所長にならなければ月給は上がらない、これを改善するためにはどうしまして、ただいまお話をどのように、やはりおのづから組織的になつておられますのは、研究能力がありましても、所長にならなければ月給は上がらない、これを改善するためにはどうしまして、ただいまお話をどのように、やはりおのづから組織的でありますから、研究所には所長なり部長なりといふものは必要であります

その一つは、切りかえられるだけであります。ただし、行(一)に切りかえられた場合よりも不利になるということになるわけであります。これは五の十につきましておつたほうが有利だといふ人たちが相手たくさん出てくるようになります。この中で今回行(一)に切りかわるわけですね。五等級は二十二号俸といふうな定数を設定いたしまして、それで今のお趣旨のとおりの方向で待遇の改訂なり研究の上をはかりたいと思つておるわけであります。
○政府委員(入江誠一郎君) 大体お説のとおりでございます。ただ、組織体でございますから、しきたりと申しますが、やはり研究所という一つの組織になつてゐることには間違いない。しかし、その壁は非常に厚い、それは先ほど申しましたように、資格があるにもかかわらず上の等級に上がれない、これはポストがない、室長のポストがない、所長のポストがないといふことじやんかろうかと思うのであります。ですから、私の申し上げているのはそうではなくて、研究に生涯を打ち込んでいくまでのふえますが、そういう人たちにとっては、これは部長になれば、当然ある意味の広い研究といいますか、事務的な問題といつても、所長にならなければ月給は上がらない、これを改善するためにはどうしまして、ただいまお話をどのように、やはりおのづから組織的になつておられますのは、研究能力がありましても、所長にならなければ月給は上がらない、これを改善するためにはどうしまして、ただいまお話をどのように、やはりおのづから組織的でありますから、研究所には所長なり部長なりといふものは必要であります

すけれども、行(一)に切りかえられた場合よりも不利になるということになるわけであります。これは五の十につきましておつたほうが有利だといふ人たちが相手たくさん出てくるようになります。この中で今回行(一)に切りかわるわけですね。五等級は二十二号俸といふうな定数を設定いたしまして、それで今のお趣旨のとおりの方向で待遇の改訂なり研究の上をはかりたいと思つておるわけであります。
○鶴園哲夫君 この問題はもう少しまだ論議をしなければならぬ問題だと思いますけれども、次に、今回俸給の措置で、行(一)の人たちの中から行(一)に移しかえられるわけであります。これが行(一)の問題につきまして伺いたいと思いますけれども、行(一)にその表の措置で、行(一)の人たちの中から行(一)に移しかえられるわけであります。これが行(一)の問題につきまして伺いたいと思います。
○政府委員(瀧本忠男君) ただいま御指摘の二点でございますが、まず第一点のほう、今回行(一)の中にいた場合よりも、行(一)に切りかえられた場合のほうが相当不利になるのじやないか、数が号俸にして多いのじやない

かというような御指摘でございます。ただいま御指摘の五等級九号俸におきましては、切りかえられます形はお示しのとおりでございます。こういう状況になりますのは、これは現在の行(一)の俸給表のほう、これは採用いたしました最初のはうが行(一)に比べて有利になっている俸給表の体系から出て参っている問題でございます。

今回タイプストを行(一)に移すにつきましては、そういう問題は必然的に避けられない問題でございますけれども、しかし、あまりに食い込むような形で多くの方が給与の増額があります。

場合に、こういう方たちが反対に不利になるというようなことは、どうも非常に好ましくないという考え方から、ただいま御指摘のように、切りかえ時にいたしたわけでございます。なるほど御指摘のよう、この千円の保証といふものはそういう職員が行(一)に切りかえまして昇給して参りますといふようにいたしましたわけでございます。なるほど御指摘のよう、この千円の保証といふものはそういう職員が行(一)に切りかえまして昇給して参りますといふようにいたしましたわけでございます。

以上、そういうふうにやりました、なにかつてある方々につきましては、五百円以上といふのは出て参りませんけれども、そういうものが少し相対的に落ちるというものが出て参ります。そういう方々につきましては、これはわれわれいろいろ研究をいたしてみて、これ以上救済する余地がないかどうかと申しますけれども、そういう方々は、個別に各等級、各号俸につきまして全部當たつてみたのであります。そこで、むねそういう千円の補償をいたしましても、なおかつ五百円程度、あるいは四百円程度といふような差が出て参るといふような昇給をしてもらうということは、これはまあ行(一)に入つた以上はやむを得ないということでなかなか、まあ切りかえのときの不利はカバーようというとおりでございます。

したがいまして、ただいま御指摘の五等級九号俸は、なるほどそのまで比較いたしますると八百円の切り下げといふことになりますけれども、われわれは、この切りかえにあたりまして、前後の序列をくすきないよ

千円は保証するということでございます。それで、まあせいぜい百円程度といふと相対いたしまして、そういう問題を行(一)の俸給表のほう、これは採用いたしました最初のはうが行(一)に比べて有利になっている俸給表の体系から出て参っている問題でございます。

今回タイプストを行(一)に移すにつきましては、そういう問題は必然的に避けられない問題でございますけれども、しかしながら、あまりに食い込むような形で多くの方が給与の増額があります。

場合に、こういう方たちが反対に不利になるということになりますと、かえつて行(一)に従来から在職しておられる職員との間に、また別の意味のアンバランスというものが起きてくるという点は、そういうふうにやりました、なにかつてある方々につきましては、五百円以上といふのは出て参りませんけれども、そういうものが少し相対的に落ちるといふのが出て参ります。そういう方々につきましては、これはわれわれいろいろ研究をいたしてみて、これが以上救済する余地がないかどうかと申しますけれども、そういう方々は、個別に各等級、各号俸につきまして全部當たつてみたのであります。そこで、むねそういう千円の補償をいたしましても、なおかつ五百円程度、あるいは四百円程度といふような差が出て参るといふような昇給をしてもらうということは、これはまあ行(一)に入つた以上はやむを得ないということでなかなか、まあ切りかえのときの不利はカバーようというとおりでございます。

したがいまして、ただいま御指摘の五等級九号俸は、なるほどそのまで比較いたしますると八百円の切り下げといふことになりますけれども、われわれは、この切りかえにあたりまして、前後の序列をくすきないよ

うにいたす、もつとも、前後の序列をくすきないよういたすといいましてありますので、所管各省庁におかれましては、これは従前どおりの一年の間隔で、これははやく政府のこういう俸給表を是認し、尊重されておられるわけですか。これは人事院の問題ではなくて各省の問題だというお話をりますが、たしたい、このように考えております。

○鶴園哲夫君　ただいまの御答弁の中の前の答弁でございますが、つまり今回行(一)に切りかえることによつて不公平になる人たち、これは各等級、各号俸だけの在籍人員があるかという点は不明でありますけれども、ほぼ推定いたしましても、私が先ほど申し上げましたように、五等級で二十二号俸は十九号俸あるわけですが、その中で

十七号俸の人たち、そこに在籍する人は不利になるということであります。しかも、これを人事院が、お話を伺つておきたいと思います。

○政府委員(瀬本忠夫君)　ただいまお示しの、各等級、各号俸の行(一)に移つた場合に不利になるといつところの数をお示しになつたのでございます。俸給表の形式上はお示しになつたような数になると、おつしやいますように、行(一)との振替年からそれはなくなるわけではありません。しかし、御存じのように、一つの号俸に昇格する場合に、二つの号俸から一つの号俸に昇格するといふのを見てみますと、大体等級の高い方あるいは号俸の高い方といふようなことがあります。それは、従前われわれは、從来の前後

合によつてはあらうかと思ひますけれども、各省庁それを違つた実情になつております。したがいまして、われわれといたしましては、もちろん今まで行(二)から行(一)にかわりましたタイピストを痛めつけようという気持はさらさらございません。これは行(一)にかわりましたのでありますから行(一)の補助職員と同様に取り扱われるということは当然のことだと思っております。したがいまして、そういう観点より筆級別定数を考えて参りたい、決して今度切りかえられたタイピストを特に不利に取り扱うというつもりはございません。これは将来行(一)におりました職員同様に取り扱つて参ります。昇格等につきましても、同様の措置ができるよう配慮して参りたい、このように考えております。

○鶴園哲夫君 その研究職並びに行(一)の問題について伺つたんですけれども、あと一問でこの問題について終わりたいと思います今回行(一)から行(二)の方に切りかえることができたわけです。その場合に、今後行(二)の職種から行(一)に切りかえるといふのができるよう検討を進められるかどうか、理論的にいいますれば、これは当然進められてしかるべきだと思うのですが、ですが、そこら辺の検討を進められるかどうかということ、もう一つは、これは一つ忘れましたので、追加して御質問申し上げておきますが、それは行(一)に十年、十三年、十五年といふうにおられて、今回行(一)に切りかえた人たちは、この人たちの間題につきまして、從来から御承知のように、行(二)の職種から行(一)へといふ主張の一つは、長く勤務するに従つておきました場合のやはり序列の関係

で行(二)が悪くなる、したがつてとうな主張が大きな理由の一つであつたわけです。それで三年なり十五年も勤められておられたならばどうなるかといふ点よりおられるかどうか、その二つを伺つておきたいと思います。

○政府委員(鶴本忠男君) 今後といえども、やはり職務内容ということについて十分検討いたしたいと思っております。で、今直ちにそれでは具体的に検討するものがあるかといえば、これは今のところはないと思っておりますけれども、やはりその職務内容に適した俸給表が適用されるということがこれはもう正しいことでございまる。それで、そういう意味におきまして今後も十分検討いたしたい。なお、個別の問題といたしまして、ある特定の職員が行(一)を適用されておる、あるいは行(二)が適用されておる、それが不當ではないかというような問題も、これは事実問題として出て参ると思います。そういうふうに思つております。そういうふうに思つております。そこで、この問題についての論議を今後やりたいというふうに思つております。きょうは省略いたします。

以上で、私、研究職と行(一)の問題についての質問を終わります。

○横川正市君 防衛庁の給与の中の、これはたびたび問題になつたと思うの関係しておると思いますが、今はおそらくそれほど一般的な問題でなくて、個々の問題にあります。今はおそらくそれほど大切に採用する場合に、都道府県その他の機関を通じて、高校卒業者という

がございます。で、この行(一)にかわらして昇格した後において、三十年当時、もしその方が行(一)におつたとしたらばどうなるかという問題、そういう職員を想像いたしてみます。そこで、三十二年に今日の俸給表ができましたときにさかのぼつて再計算され、その結果、その点はどうか見ておられるのかどうか。職種は変わつておるわけありますから、再計算してかかるべきだと思いますが、再計算なさつておられるかどうか、その二つを伺つておきたいと思います。

○政府委員(鶴本忠男君) 今後といえども、やはり職務内容といふことについておきたいと思います。さておき、その二つを伺つておきたいと思いますが、それは職階によって、いわゆる階級差であります。前歴計算といふことは全然しないのか、それとも一般上位に上がったとおつた方と比較いたしまして、かえつて逆転するというような場合があります。前歴計算といふことは全然しないのか、それとも一般上位に上がった期間を短縮するのか、その点はどういう計算方式になつておりますか。

○政府委員(小野裕君) ただいまのお尋ねで、お話を趣旨では、一般隊員の二士であろうと思います。一番若い隊員だと思いつますが、二士を採用いたしました場合は、学歴のいかんを問わず、同じ俸給からスタートいたしております。

○横川正市君 そうすると、年令とか部外経験とかいうものは、三等陸士ですね、三等海士、三等空士といふようにあります。しかし、この俸給ができましてから今日まで約五年間ほど運営されてきたわけですが、今回四つの職種、約五千名の人たちが行(一)に切りかわる。私は、そういう意味では行(一)という俸給表といふのはよくこれまできておるというふうに見ておるわけです。しかし、ここで今この問題についての論議は省略をいたしますけれども、本格的に行(一)の問題についての論議を今後やりたいというふうに思つております。きょうは省略いたします。

以上で、私、研究職と行(一)の問題についての質問を終わります。

す。

○山本伊三郎君 あなたがそういうことを言うから、言わざるを得ないので、それがね。そういうみみつちいとか何とか、そんなことは問題ないですよ。期末手当とか、あるいは賞与といわれてあるが、本給を基礎にして出す年間給与については、そういう計算をしている公務員の関係があるか、会社のほうの関係があるか、大臣はあまり勝手なことを言っていると思うのですよ、何とも知らずに。だから、ひとつ公務員制度調査室長から、その点はつきり言って下さい。言いなさいよあなた、大臣の前で。気がねすることはない。

○政府委員(増子正宏君) 期末手当の支給なり、あるいはその支給額の算定につきましては、給与法で、御承知のように規定がございますわけでありまして、その規定の趣旨からいいますと、私どもいたしましては、従来必ずしもただいま大臣が仰せになつたような考案方では処理いたしていないわけでございますが、いわゆる厳密な解釈ということにつきましては、私どもどちらが正しいのであるかということとは、ちょっと判断をいたしかねるわけあります。

○山本伊三郎君 あなたやはりいわれる役人といいますかね、先ほど臨時行政調査会設置法で、そういう議論があつたのですが、私あなたを官僚とはいわないけれども、大臣の言つたことが間違いであれば間違いであるということを言うことがほんとうの忠実な公務員ですよ。今の規定によつたらそくなつているけれども、大臣の言つたことが間違つけるような答弁は、善良な忠実な公務員としては、それはいけま

せんよ。間違いなんです。もしそれを計算して出したら、それで合法であるかどうか。もし今大臣のような形で期末手当を出されて、それで給与法の規定に、そうなつてそれでいいのだ、不

法でない、違法でないと言えるかどうか。もしそれが言えるなら、今まで出来たやつは全部返さなくちゃならない。その点どうですか。

○政府委員(増子正宏君) 私どもの従業の解釈は、先ほど申し上げましたところ、大臣のお話のようなことではございません。

○山本伊三郎君 僕は言葉にひつかかるのはいやですが、解釈とかそういうものではないですよ。長い間の俸給を

あずかる人が、解釈の問題じゃない、そういう制定なんですよ。法律は、そ

ういう制定をされておるので。立法されたときそんなことはないでしょ

う。また、規定だってそうじゃないの

です。大臣がそう言われたらから、あなたがかばうことは、私もある意味においてはそれでいいと思いますが、大臣は今じみじみと言われたけれども、それは間違いなんですよ。それだけはつきりちょっと認識しておいてもらいたい

のです。

○國務大臣(水田三吉男君) 私が民間にいたときは、全部そういう計算をいたしましたので、少し間違つたような気がします。

○山本伊三郎君 そういうことは本論に關係ないので、とにかくそういうことで、大蔵大臣としては財政のまゝです。今の規定によつたらそなつておられる。それに對して、私ども

者だけじゃない、公務員だけじゃなく

員もひとしくそういう年末を控えて、物価高で困るときがあると思う。そういうことを私は憂えて質問したのですが、これは考えないとこのことでなくして、こういう意見が十分出ておるということも、両大臣が考えていただきたいと思う。

それから次に移ります。実はこの一 般職の給与、あるいは防衛庁、あるいは特別職ということに関連があるんでですが、これは幸いに両大臣がおられませんか、人事院総裁もおられるんですね。人事院総裁に聞いておきたんですがら、人事院総裁は幸いに両大臣がおられますが、これは幸いに両大臣がおられませ

ます。今せっかく検討中でございます。が、とにかく暫定手当のほうを先に片づけまして、今の寒冷地の両院の御決議につきましては、次の問題として、とにかく十分検討いたしたいという考

えでございます。

○鶴巣哲夫君 今の暫定手当の問題につきまして給与担当大臣に伺いたいの

ですが、三十二年の衆議院におきましては、御承知のように、同一市町村内の人事交流を円滑にするために寒冷地手当は、長年暫定手当の増額と、それから、寒冷地手当でござります

が、これはさきの国会で、御承知のことから、衆議院と参議院の両院で附帯決議がございまして、衆議院におきましては、御承知のように、同一市町村内の

いろいろなことで、実は質問しておるのです。どうしても方法がないと

いることのあるけれども、われわれと

しては、まだ実は年末を控えていろいろ問題があると思うのです。単に労働

の暫定手当の問題と寒冷地の支給割合の増加の問題だと思いますが、暫定手当につきましては、これは三十二年以來の懸案でございまして、御承知が、まず暫定手当でございますが、暫定手当につきましては、これは三十二年以來の懸案でございまして、御承知が、まず暫定手当でございますが、暫定手當につきましては、これは三十二年以來の懸案でございまして、御承知

の増加に伴つて寒冷地の支給割合は増加いたしておりますし、また、生計費の増加に伴つて寒冷地の支給割合は増加いたしておりますし、また、生計費

に対するいわゆる暖房増高費というのも別に上がつておりますし、なかなか両方とも非常な難問でございま

す。今せっかく検討中でございま

すが、とにかく暫定手当のほうを先に片づけまして、今の寒冷地の両院の御決議につきましては、次の問題として、

とにかく十分検討いたしたいといふ考

えでございます。

○鶴巣哲夫君 今の暫定手当の問題につきまして給与担当大臣に伺いたいの

ですが、この暫定手当につきましては、三十一年の衆議院におきまして

おり、衆議院と参議院の両院で附帯決議がございまして、衆議院におきましては、御承知のように、同一市町村内の

人事交流を円滑にするためには、人事院総裁もおられるんですね。人事院総裁に聞いておきたんですがら、人事院総裁は幸いに両大臣がおられませ

ます。今年末前後までに何とか結論を出した

予算に間に合うように私が言明をいたしましたといふことにつきましては、若干次第もございまして、ただいまお話を、

会方面その他において非常な御要望の次第もございまして、ただいまお話を、

いろいろ見解を述べて参りましたが、國のよう、人事院といたしましては、

会方面その他において非常な御要望の

おととくことになりますが、この点につきましては、まだお話を、

いんだ、こういう私は答弁なり言質を得ておると思うのですが、この点につ

いて人事院は今どう考えられておられ

るか、卒直にひとつ言つてもらい

たは、これから支給割合のほうは、これ

率直に申しまして、人事院の裏務的な見解をいたしましては、例の支給割合

の増加に伴つて寒冷地の支給割合は増加いたしておりますし、また、生計費

に対する暖房増高費といふ考

えでございます。

○鶴巣哲夫君 今の暫定手当の問題につきまして給与担当大臣に伺いたいの

ですが、この暫定手当につきましては、三十一年の衆議院におきまして

おり、衆議院と参議院の両院で附帯決議がございまして、衆議院におきましては、御承知のように、同一市町村内の

人事交流を円滑にするためには、人事院総裁もおられるんですね。人事院総裁に聞いておきたんですがら、人事院総裁は幸いに両大臣がおられませ

ます。今年末前後までに何とか結論を出した

予算に間に合うように私が言明をいたしましたといふことにつきましては、若干次第もございまして、ただいまお話を、

会方面その他において非常な御要望の

おととくことになりますが、この点につきましては、まだお話を、

いろいろ見解を述べて参りましたが、この点につきましては、まだお話を、

いろいろ強い要請をしたのであります

が、前の浅井人事院総裁も、ある程度

これについては検討するということで事院に再々勧告をしてもらいたい、こ

とを一緒に解決いたしたいと思うの

ことを一緒に決めていく、農村と都市、あるいは小都

その政策としては、公務員の場合にあっては、暫定手当なるものの処理に、そういう問題がはかられるのだ。というような趣旨で今まで答弁をしておられる。したがつて、政府としては、暫定手当について本俸に繰り入れるべきだという見解を持つておられる。というふうに確信をいたしておられるのです。重ねて何うのも——重ねて何うのじゃなくて、三度も何うので、少しきどいようですが、はつきり政府のお考えをもう一べん聞かしていただきたい。

○国務大臣(福永健司君) ただいまのお話のようなことでございまして、も、いずれにしても、人事院で結論を出していただきませんと、政府としてこれを実施に移すというわけにも参りませんので、そういう意味からもただいまの人事院の總裁の答弁を私も聞いておりまして、私も皆さんとともに、人事院に同じような期待をもちまして、その結論を待つことにいたしました。

○横川正市君 大蔵大臣にお伺いいたしましたが、その結果を出しますが、今回の改正で、公務員の通勤手当は六百円から七百五十円に引き上げられ、対象外の者については百円を二百円に引き上げられたわけあります、所得税法に関する基本通達の中に、通勤費は六百円まで課税の対象にしないということがある。この通達は七百五十円までと読みかえて考えていいのかどうか、その点お伺いしたい。

○国務大臣(永田三喜男君) 今その問題は主観で検討している最中だそうでございます。

○横川正市君 討論しているとい

が、ちょっと忘れたのじゃないですか。その取り扱いの問題で、所得税法の基本通達によると、通勤用の手当、定期乗車券その他を交付する場合、その金額月額六百円までの分につけては課税しないものとするという通達が出ているわけで、これは当然性格上からいつても、七百五十円になったら、いって特別な性格を持つわけじやありませんから、この機会に大臣として、読みかえるということで発言していただけば、あとは事務処理は、事務担当者がやる、こういうことになるわけで、その点はつきりしていただきたい。

○国務大臣(永田三喜男君) まだ事務的にもその問題は私聞いておりませんでしたので、そういう方向で至急解決したいと思います。

○横川正市君 その方向というふうに確認いたして、次の質問に移りたいと思います。

今問題になつております暫定手当と寒冷地手当の取り扱いについて、大蔵大臣の、財政上の理由からそういう問題で難行しているという点が、まあこ

とは、ここで大体手当されたというふうに思いますが、人事院は、ここに寒地手当があることはばとん

ど事情を異にいたしておられますか。ことに暫定手当の場合には、地域給制定當時の地域経済事情とはほとんど事情を異にいたしておられますか。

○横川正市君 その方向といたしておられるようではありますけれども、大蔵大臣として、おそらくこれは法律改正は議員立法で行なわれるもの

で、この点では、当然私は、人事院は暫定手当に対し、新たな観点からの勧告がなされるものと期待いたしてお

ります。ただ、その寒地手当については、この点がいささか考え方を異にいたしておるようではありますけれども、大蔵大臣として、おそらくこれは

法律改正は議員立法で行なわれるもの

で、この点では、当然私は、人事院は暫定手当に対し、新たな観点からの勧告がなされるものと期待いたしておるようではありますけれども、大蔵大臣として、おそらくこれは

法律改正は議員立法で行なわれるもの

で、この点では、当然私は、人事院は暫定手当に対し、新たな観点からの勧告がなされるものと期待いたしておるようではありますけれども、大蔵大臣として、

法律改正は議員立法で行なわれるもの

たいと思うのでございます。人事院が現職にある公務員の給与だけしか審議しないということは、まことに片手落ちの制度である。かように考えておりますので、この公務員給与のベース・アップに伴いまして、急速に恩給であるとか、あるいは扶助料であるとか、そあるいはまた共済年金であるとか、その他の公的年金がそれに比例して上昇するようありたいと願つてやまない次第なのでございますが、幸いに大蔵大臣も御出席でございますから、これらの方についてどういうふうにお考えであるか、またどんな御用意があるか、この点をこの機会伺つておきたいと思つてございます。

○国務大臣(福永健司君) 制度上、実際私はこのほうの担当ではないのでございませんが、経務長官の所管になつております。しかし、何人かおりまして、だれもお答えしないのもなはだ恐縮でございますので、おります三人の中では、私が総務長官に一番近い印象を与えますので、ただいまの点を總務長官によく伝えておきますことで御了承いただきたいと思います。

○鶴園哲夫君 大蔵大臣の御出席を得まして、大蔵大臣にものを言いたいことがたくさんあるのですが、大蔵大臣と防衛府長官に一つずつ伺いたい。

まず、防衛府長官に伺いたいのですが、先回この内閣委員会で、防衛庁の自衛官の給与につきまして伺つたこと

があるわけです。御承知のように、防衛庁の特別調整額、つまり俗稱管理職手当、この管理職手当は、そのほかの各省の管理職手当と率が違います。

官の本俸の中に、二十時間に相当する

ところの超過勤務手当が織り込んでいます。したがつて、その上に管理職手当の百分の二十五、百分の十五というのを出すのは、若十二重の形になるからとて伺いたいのですが、超過勤務手当の二十二時間分というのを本俸に入れるとしますれば、期末手当をこれにかけます。期末手当をこれにかかるわけですね。公務員の場合はこの超過勤務手当というのを本俸に入つておいて、今申し上げたようにかけるわけですね。これはどうなさるおつもりですか。私は、これについては大蔵省にも言つておるので、自衛官にそういうことが許されるなら、公務員の場合もそういうふうになさつたらどうかというふうなことを言っておるわけです。どういうふうに防衛府長官は考えておられるか。

○国務大臣(藤枝泉介君) 御承知のように、調整手当の分は、自衛官には超

過勤務手当が出ない、その意味におきまして、大体のあれを考えまして、昨

年までは一三・八%という調整手当をつけておつたのであります。しかしながら、期末手当等がだんだん増額されまして、昨年は二ヵ月でございます。

ついでね返りを考へまして、その改正にあたりまして、その調整率を一二・五%に引き下げたわけです。さ

らに本年〇・四ヵ月ふえまして、その分についてはやはり調整をいたしまして、そうして計算をいたしております

○国務大臣(藤枝泉介君) それで、先

討論を終わります。

○国務大臣(藤枝泉介君) それで、先

ではこの調整手当が一三・八%あつた

りますが、今の説明、私は特別調整額といふふうに申し上げたところが、調

整率といふような説明でしたから、それはもう一べんやります。

それから今度大蔵大臣に伺います

が、どうも私五月一日にされないの

を理解がつかないので、説明は聞き

ました、小平総務長官から三つ理由

がありました。いずれも私は納得でき

ない。大蔵大臣にもう一べんそれを聞

きたいと思う。それから夏期手当を来

年に回されたのは何といつても理解が

つかない。本来なら、昨年の六月民間

より低かったのですから、それをどう

いうわけで来年にされたのか、私は理

解がつかないので、そのところを

聞きたいたいのですけれども、大蔵大臣から頼みます。

○国務大臣(永田三喜男君) どうも私

の説得力が足らぬようですが、結局諸般の情勢によつて、五月一日勅

告であるが、遅及しない、十月一日か

ら実施する。これが妥当であるという

ふうに決定しましたので、したがつて、十月以前のものには一切さかのぼ

れません。これが財源であつて、それ以外に余裕がないというのが実情でございま

すし、今度富裕府県にしましても、こ

れは交付金は一錢ももらわなくて、そ

れで十月から実施することをきめました

ても、八十何億の負担というようなこ

とを考えますと、富裕県といえども、

この余裕というものはどうなかろうと思ひますし、これが五月一日にさかのばられるということになりましたら、さらには中央地方の財政は五百億円以上の財源を持たなければやれないということを考えますといふと、国の財政状態だけはこの問題は処理できないといふような事情を考えます。もう一つは、人事院の勧告は、これはいつあるかわかりませんが、もし年次的にこういう勧告が行なわれる所としますといふと、それを受けて政府が中途で給与を直すというようなことも、また今後年次的な仕事になるだろうそういうことを考えますと、やはり区切りがついて一年ごとにこれが行なわれるようなるほのうがむしろいいじゃないか、昨年十月に実施したんだから、ことしも同じような形でこられた勧告に対しても、ちょうど一年経過したことしの十月一日から実施するのがまあ妥当だらうということで、最後に閣議でこういうふうにきめた次第でございまして、十月一日でなければならぬといふ理由もなかなかむずかしいございますが、昨年あれだけ論議されて十月一日ということをきめたんですから、これに準じて今年度はやることが一番無難であるといふに私どもは思つてこないう議決をしたということですござります。

○委員長(大谷藤之助君) ちょっとと速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(大谷藤之助君) 速記を起こして。
他に御発言もなれば、本案に対する質疑は一応この程度とどめます。速記をとめて。

〔速記中止〕
○委員長(大谷藤之助君) 速記を起こして。
四号文官恩給受給者の待遇改善に関する請願外五十七件を議題といたしました。前例により速記は中止して審査いたします。

午後五時五十五分速記中止
速記をとめて。

午後六時十七分速記開始

○委員長(大谷藤之助君) 速記を始め
て。

それでは、ただいま御審議願いまし
た恩給関係四十一件、防衛関係四、共
済関係一件、その他三件の請願は、い
ずれも議院の会議に対する要するものとして、内閣に送付することを要す
るものと決定して御異議ございません
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大谷藤之助君) 御異議ない
ものと認め、さよう決定いたしました。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大谷藤之助君) 御異議ない
認めまして、さよう取り計らいます。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大谷藤之助君) 御異議ない
認めまして、さよう取り計らいます。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大谷藤之助君) 御異議ない
認めまして、さよう取り計らいます。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大谷藤之助君) 速記を起こして。
他に御発言もなれば、本案に対する質疑は一応この程度とどめます。速記をとめて。

といたします。

別に御発言もなければ、三案に対す
る質疑は終局したものと認めて御異議
ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「贊成者挙手」〕

〔「贊成者挙手」〕

〔「贊成者挙手」〕

〔「贊成者挙手」〕

〔「贊成者挙手」〕

〔「贊成者挙手」〕

は、全く納得のできないところであり
ます。

第四に、今回の給与の考え方が公務員の消費生活を大幅に抑制をする、実質賃金を切り下げるという結果には結論が出ておりまることについても反対であります。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、慣例によつて、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「贊成者挙手」〕

〔「贊成者挙手」〕

〔「贊成者挙手」〕

〔「贊成者挙手」〕

〔「贊成者挙手」〕

〔「贊成者挙手」〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「贊成者挙手」〕

〔「贊成者挙手」〕

〔「贊成者挙手」〕

〔「贊成者挙手」〕

〔「贊成者挙手」〕

〔「贊成者挙手」〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「贊成者挙手」〕

〔「贊成者挙手」〕

〔「贊成者挙手」〕

〔「贊成者挙手」〕

〔「贊成者挙手」〕

〔「贊成者挙手」〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「贊成者挙手」〕

〔「贊成者挙手」〕

〔「贊成者挙手」〕

〔「贊成者挙手」〕

〔「贊成者挙手」〕

〔「贊成者挙手」〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「贊成者挙手」〕

〔「贊成者挙手」〕

〔「贊成者挙手」〕

〔「贊成者挙手」〕

〔「贊成者挙手」〕

〔「贊成者挙手」〕

第三番目に、今回出した人事院の実施されると、いろいろにつきまして

つきまして、職員と民間工員との期末手当を平均いたしまして出すやり方にについて納得できないわけがありました。

次に、防衛府職員給与法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

先刻に続いて給与関係三法案を議題

つきまして、職員と民間工員との期末手当を平均いたしまして出すやり方にについて納得できないわけがありました。

次に、防衛府職員給与法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案どおり可決すべきものと決定いたしました。